

# **第1部**

## **広島県の環境政策**

## 1 環境問題の推移

### ■ 公害対策の展開

本県では、昭和30年～40年代の高度経済成長期において、瀬戸内海沿岸を中心に、大気汚染や水質汚濁などの産業公害や、開発に伴う自然環境の破壊が進行し、大きな社会問題となりました。こうした問題に対処するため、国による各種の公害関係法の制定とあいまって、本県においても、「公害防止条例」や「自然環境保全条例」などを制定し、これらに基づく施策を推進してきました。

その結果、県民や事業者、国、県及び市町村の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全について、一定の成果をあげることができました。

### ■ 公害問題から環境問題へ

この間、経済成長に伴う都市化の進展や、生活様式の変化による大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムが定着し、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害、廃棄物排出量の増大など、現在も対応が続いている環境問題が発生してきました。また、近年では、地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少、酸性雨など、地球的規模の環境問題が深刻化しています。

こうした問題に対処するため、本県では環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本となる事項を定めた「環境基本条例」を平成7年3月に制定するとともに、平成9年3月には、同条例に基づく「環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、海砂利採取問題を契機とした瀬戸内海の総合的な環境保全対策や、びんごエコタウン構想の推進、一般廃棄物を利用したR D F発電事業などに取り組んできましたが、地球温暖化の進行、廃棄物最終処分場のひっ迫、ダイオキシン類等の有害化学物質問題やアスベスト問題、ツキノワグマなどの野生生物の保護・管理、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、グリーン購入、環境学習や海洋プラスチックごみによる環境汚染など、新たな取組を要する問題も多く、また、中国の深刻な大気汚染によるPM2.5等の越境汚染問題が生じており、引き続き、社会状況の変化に対応した施策を適切に推進していくことが求められています。

### ■ 国の動向

#### 『地球温暖化対策の推進』

地球温暖化問題については、気候変動により自然災害リスクの増幅などが懸念される中、令和2年10月に菅首相が所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しています。令和3年6月には2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念とする「地球温暖化対策推進法」が改正され、同年10月には地球温暖化対策計画が改定され、中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。

この他、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下など、気候変動及びその影響に適切に対応していくため、平成30年には「気候変動適応法」が成立しています。

## 『循環型社会の推進』

国では、循環型社会の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法<sup>※1</sup>の制定・改正が行われてきました。令和3年6月には、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため「プラスチック資源循環促進法」が制定され、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「P C B廃棄物特別措置法」が制定されています。浄化槽については、単独浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上のための「浄化槽法」の改正が行われています。

## 『地域環境の保全』

マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみが世界的な課題となっており、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、日本の提案により採択されました。また、令和5年5月に開催されたG7広島サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の目標の10年前倒しとなる、「2040年までに追加的な汚染をゼロに削減する野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」への合意が、首脳コミュニケの中で示されたところです。<sup>※2</sup>

その他、アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、「水銀に関する水俣条約」の担保措置として「水銀汚染防止法」の制定及び「大気汚染防止法」の改正、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するための「水質汚濁防止法」の改正、機器廃棄時のフロン類の回収率向上のための「フロン排出抑制法」の改正、瀬戸内海などの閉鎖性海域を対象とした水質総量規制が実施されています。

## 『自然環境と生物多様性の保全』

生物多様性の保全については、損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保に寄与することが盛り込まれた「自然公園法」や「自然環境保全法」、外来種による生態系等の被害を防ぐための「外来生物法」、生物の多様性を守るための「生物多様性基本法」のほか、鳥獣の保護・管理を進め、生物多様性と生活環境などの調和を図るために、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などが制定・改正されています。

## 『環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり』

持続可能な社会を構築するための基盤として、「環境教育等促進法」に基づき、従来の体験学習を中心とした環境教育に加え、幅広い実践的人材づくりへと発展させるための施策が行われています。

## 2 環境政策の方向性

## ■ 環境にやさしい広島づくりと次代への継承

今日の環境問題の多くは、私たちの日常の生活や通常の事業活動に起因しています。その背景として、私たちは、科学技術の飛躍的な進歩や経済の発展により、資源やエネルギーを大量に消費しながら、便利で豊かな生活を享受してきました。こうした生活様式や、これを支える社会経済システムが、廃棄物問題、地球温暖化などの様々な環境問題の原因となっていることを理解しなければなりません。

※1 リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）、小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

※2 マイクロプラスチック：一般に5mm以下の微細なプラスチック類

これらの問題は、対策を講じないまま放置すれば、問題がさらに深刻化するとともに、解決が一層困難となり、ひいては人類の生存基盤を脅かすことになります。

今、私たちがなすべきことは、私たちの社会を持続可能なものに変えていくことです。地球環境への負荷を減らし、電気、ガスなどのエネルギーの節約やごみの減量化・再資源化に取り組むなど、私たち一人ひとりのライフスタイルや事業活動のあり方を見直して、本県の優れた自然環境や生物多様性を保全し、次代に継承していく必要があります。

## ■ 環境政策の新たな展開

環境問題の変化に適切に対応して持続可能な社会づくりを進めるためには、規制的手法に替わる政策手法の導入や、環境配慮の仕組みづくり、環境学習の支援や、環境情報の提供など、多様な政策を組み合わせて、相乗的効果を発揮させることが重要になっていきます。

こうした取組の一つとして、本県では経済的手法を導入することとし、平成15年度に「産業廃棄物埋立税」を、平成19年度には「森づくり県民税」を導入し、その税収をリサイクル関連施策や温暖化防止対策の一つである森林整備等に充てています。

また、平成30年7月豪雨災害に関しては、その対応を振り返り、今後の災害発生時における災害廃棄物処理を迅速かつ適正に実施するための初動マニュアルを作成し、市町や関係団体と連携しながら、災害に備えた取組を推進しています。

さらに、令和2年度には本県の環境政策の基盤となる「第5次環境基本計画」(R3～R7年度)、「第5次廃棄物処理計画」(R3～R7年度)及び「第3次地球温暖化防止地域計画」(R3～R12年度)を策定、令和4年度には、「第3次地球温暖化防止地域計画」を一部改定(R5～R12年度)したほか、地球温暖化対策については「みんなで挑戦 未来につながる2050ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」、海洋プラスチックごみ削減対策については「2050輝くGREEN SEA瀬戸内ひろしま宣言」を表明するなど、県民・事業者・行政のすべての主体が協働して、環境基本計画の基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」の実現に向けた、様々な取組を行っています。

### ■ 今後の取組

「第5次環境基本計画」等各計画に基づいて、SDGsの考え方に基づく施策の推進、地球温暖化対策の推進及びプラスチックごみの海洋流出防止対策の3つの新たな視点・ポイントを考慮し、第4次環境基本計画の basic 理念を継承しつつ、【ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進】、【循環型社会の実現】、【地域環境の保全】、【自然環境と生物多様性の保全】、【環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり】の5つの施策とともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に取り組むこととしています。

# 環境行政の変遷

年代	経済状況	時代のキーワード	GDP 経済成長率	環境問題 の推移	国と環境行政の変遷					広島県の環境行政の変遷	【社会経済システム】
					環境保全	自然との共生	廃棄物・リサイクル	地球環境保全	有害化学物質等		
1965 (S40)	神武景氣 岩戸景氣 初全総	経済的自立 完全雇用 所得倍増	33兆円	産業公害	自然公園法(S32)	化製場法(S23)				県立自然公園条例(S34.10公布・S34.11施行)	
1975 (S50)	いざなぎ景気 新全総 日本列島改造 第1次石油ショック	公害問題 均衡ある日本建設 国民福祉の充実 環境庁発足 国際協調の推進	15.4% 148兆円	都市生活型公害	公害対策基本法(S42)⇒廃止(H5) 大気汚染防止法(S43) 騒音規制法(S43) 水質汚濁防止法(S45) 公害罪法(S45) 公害紛争処理法(S45) 悪臭防止法(S46) 公害防止組織整備法(S46) 公害健康被害補償法(S48)	公害防止事業費事業者負担法(S45) 公害財特法(H46) 自然環境保全法(S47) 瀬戸内海環境保全臨時措置法(S48)	廃棄物処理法(H45) 海洋汚染防止法(H45)		PCB問題	公害防止条例(S44制定, S46全部改正)⇒廃止(H15) 公害紛争処理条例(S45.10公布・H45.11施行) 自然環境保全条例(S47.12公布・S48.4施行)	大量生産・大量消費・大量廃棄型社会
1985 (S60)	3全総 第2次石油ショック 相次ぐ経済対策	安定成長への移行 国民生活の質的向上	9.0% 320兆円	湖沼水質保全特措法(S59)	振動規制法(S51)	瀬戸内海環境保全特別措置法(S53) 瀬戸内海環境保全基本計画(S53)	合特法(S50) 省エネルギー法(S54) 浄化槽法(S58)			自然公園施設設置管理条例(S51.3公布・S51.4施行) 自然海浜保全条例(S55.3公布・S55.5施行) 第1次水質総量削減計画(S55.3) 瀬戸内海環境保全県計画(S56.7) 化製場法施行条例(S59.6公布・S59.10施行)	
1995 (H7)	プラザ合意 4全総 消費税(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	多極分散 豊かさ実感 安心できる社会 地球サミット	6.3% 456兆円	環境問題	自動車NOX特措法(H4)	野生生物種保存法(H4)	資源有効利用促進法(H3) 有害廃棄物輸出入規制法(H4)	オゾン層保護法(S63) 気候変動枠組み条約(H6)		浄化槽保守点検業者登録条例(S60.7公布・S60.10施行) 環境保全基金条例(H2.3公布・施行) みどり景観基金条例(H3.3公布・H3.4施行) ふるさと広島景観保全創造条例(H3.3公布・施行) 野生生物種保護条例(H6.3公布・H7.1施行) 環境審議会条例(H6.7公布・H6.8施行)	意識・システム改革
2000 (H12)	消費税率5% 5全総 相次ぐ経済対策	阪神・淡路大震災 携帯電話普及 規制緩和 ナホトカ号重油流出事故 温暖化防止京都会議 環境ホルモン	2.7% 475兆円	資源循環・廃棄物問題	第1次環境基本計画(H6)	容器包装リサイクル法(H7) 環境影響評価法(H9)	酸性雨問題 京都議定書採択(H9)	被災建築物のアスベスト問題 大気汚染防止法改正(H8) 有害大気汚染物質対策 ダイオキシン類対策 環境ホルモン調査		不法投棄パトロール・110番 第1次環境基本計画(H9.3) 海砂採取禁止(H10.2) 一般廃棄物広域処理計画(H10.7) 環境影響評価条例(H10.10公布・H11.6施行) びんごエコタウン構想(H12.3) 第1次地球温暖化対策実行計画(H12.3) 瀬戸内海環境保全・創造プラン(H13.3)	
2005 (H17)	物価下落継続 日本郵政公社発足	中央省厅再編 米国同時多発テロ 就職氷河期	2.0% 504兆円	有害化學物質問題	第2次環境基本計画(H12)	瀬戸内海環境保全基本計画改定(H12) 土壤汚染対策法(H14) 環境保全活動・環境教育推進法(H15)(H23題名変更)	グリーン購入法(H12) 食品リサイクル法(H12) 建設リサイクル法(H12) 循環型社会形成推進基本法(H12) 自動車リサイクル法(H14) 自然再生推進法(H14) 鳥獣保護法(H14, 全部改正) 外来生物法(H16) 景観法(H16)	フロン回収破壊法(H13) RPS法(H14) 京都議定書発効(H17)	PCB廃棄物特別措置法(H13) アスベスト問題 大気汚染防止法改正(H18)	びんごエコタウン実行計画(H14.3) 瀬戸内海環境保全県計画改定(H14.7) 産業廃棄物埋立税条例(H14.7公布・H15.4施行) 産業廃棄物抑制基金条例(H15.3公布・H15.4施行) 第2次環境基本計画(H15.3) 第1次廃棄物処理計画(H15.3) 生活環境保全条例(H15.10公布・施行) 地球温暖化防止地域計画(H16.3) RDF発電事業(福山リサイクル発電施設)操業開始(H16.4) 第2次地球温暖化対策実行計画(H17.3)	
2010 (H22)	少子高齢化 人口減少 北海道洞爺湖サミット リーマンショック	日本郵政グループ発足 原油価格上昇 経済危機対策	1.9% 513兆円	資源エネルギー・循環・地球環境重視型社会	第3次環境基本計画(H18) 大気汚染防止法改正(H18)	容器包装リサイクル法改正(H18) 生物多様性基本法(H20)	京都議定書第一約束期間(H20~24) 地球温暖化対策推進法改正(H20) 低炭素社会づくり行動計画(H20) 地球温暖化対策の中期目標発表(H21)			地域新エネルギービジョン(H17.3) 環境学習推進実施計画(H17.3) ひらしまの森づくり県民税条例(H18.12公布・H19.4施行) 第6次水質総量削減計画(H19.6) 産業廃棄物埋立税条例改正(H19.10公布・H20.3施行) 第2次廃棄物処理計画(H19.12) ポリ塩化ビニル廃棄物処理計画(H20.3) 瀬戸内海環境保全県計画改定(H20.6)	
2015 (H27)	アベノミクス 消費税率8%	東日本大震災 福島第1原子力発電所事故 COP21(気候変動枠組)	3.5% 529兆円 0.8%	資源エネルギー・循環・地球環境重視型社会	大気汚染防止法, 水質汚濁防止法改正(H22) 環境教育促進法(H23) 水質汚濁防止法改正(H23) 第4次環境基本計画(H24) PM2.5社会問題化 水循環基本法(H26) 持続可能な開発のための2030アジェンダ(H27) 大気汚染防止法改正(H27) 土壤汚染対策法改正(H29) 第5次環境基本計画(H30) 大気汚染防止法改正(R2) 瀬戸内海環境保全特別措置法改正(R3) 瀬戸内海環境保全基本計画変更(R4)	自然公園法・自然環境保全法改正(H22) 環境影響評価法改正(H23)	放射性物質汚染対処特措法(H23) 小型家電リサイクル法(H24)	地球温暖化対策推進法改正(H25) フロン排出抑制法改正(H25)	大気汚染防止法改正(H25)	自然公園条例・自然環境保全条例改正(H22.3公布・H22.10施行) 第3次環境基本計画(H23.3) 第2次地球温暖化防止地域計画(H23.3) 第3次廃棄物処理計画(H23.3) 第7次水質総量削減計画(H24.2) 産業廃棄物埋立税条例改正(H24.10公布・H25.3施行) 生物多様性広島戦略(H25.3) 第4次環境基本計画(H28.3) 第4次廃棄物処理計画(H28.3)	
2023 (R5)	消費税率10%	新型コロナウイルス感染症	PM2.5、オキシダント対策 持続可能な開発のための目標(SDGs)の達成	適切な鳥獣の保護・管理 生物多様性保全 国立公園の活用	循環型社会と低炭素社会の一体的実現 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	CO2削減 再生可能エネルギーの導入促進 地球温暖化適応策の検討 プラスチックごみの海洋流出防止対策	保管PCBの処理 アスベスト対策	第3次地球温暖化防止地域計画(H3.3) 第9次水質総量削減計画(R4.10) 第3次地球温暖化防止地域計画(R3.3)(R5.3一部改定)	大量生産・大量消費・大量廃棄型社会		